

平成 28 年 11 月 1 日

尼崎市長 稲村 和美 様

平成 29 年度予算に対する

要望書

維新の会

幹事長 楠村信二

副幹事長 久保高章

政調会長 光本圭佑

長崎寛親

(財政)

1. 社会はIT化している。いつでもどこでも市税を納付できるようパソコンや携帯電話などのインターネットを通じて納付できるサービスは納税者の利便性に繋がる。兵庫県内でも、明石市・西宮市・加古川市・川西市・多可町が「YAHOO! JAPAN の公金支払い」を活用し、クレジットカードやTポイントで各種税金を支払うことが可能となっている。本市でも、より納税者の利便性を向上するために導入すること。

2. 本市の所有する公共施設のうち、現在、民間委託率は約60%となっている。その結果、委託前に比べ約1億7,000万円の歳出削減を実現している。残り40%においても市民サービスの向上と効率的な運営が図れる業務について精査し、今後の指定管理者導入や委託率の目標を示すこと。

3. 市債残高の削減目標は、平成29年度2,022億円、平成34年度1,100億円とされている。しかし、本当に目標が達成されるのか危惧している。スピーディー感を持って行財政改革を進め、着実に目

標を達成すること。

4. 平成 25 年度からスタートした、あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトでは、市税収入未済総額の削減や個人市民税収入率の改善が示されている。平成 27 年度市税の決算では、市税全体の調停額で約 822 億円、収入額約 774 億円で収入率は前年度より 0.8 ポイント向上している。プロジェクトで掲げる目標を達成し、目標数値以上の成果を出すこと。

5. 城内まちづくり事業終了後、尼崎城も含め一年間にかかる全ての維持管理費として人件費、市債借入金利、減価償却費、物品消耗品費、広告費等の主な経費の合計額と経済効果額の算出を早急に行うこと。

6. 平成 30 年に完成する尼崎城だが、今後高額な維持管理費や修繕費などが掛かってくる可能性がある。ありふれた城では来城者は増えず、将来負の遺産になる可能性もある。忍者や侍など時代劇的要素を取り入れ、日本人や外国人の大衆が来たいと思う「稼ぐ施設」を作

ることで、市税を投入することなく維持管理や運営できるようにすること。また、運営は市直営ではせず、指定管理者制度等を活用すること。

7. 尼崎人口ビジョンでも示されているように、今後は高齢化や人口減少に伴い、働き手となる生産年齢人口が減少することにより、税収が減少、また高齢化による医療や介護費などの増大により財政運営は今後厳しさを増す。本市では新たな自主財源確保のため、魚つり公園など施設や歩道橋などネーミングライツを積極的に進めること。

8. FM あまがさきについてアンケートが実施され、毎日聞いている人が 100 人中 4 人で、聞いている時間が 1 時間未満が半数以上という結果が示すように、ほとんどの市民が聞いていない。災害時に活用するとはいうが放送が受信できない場所もある。本市財政が厳しい中、1 日約 1 時間の放送枠に多額の予算を投じることの是非について検証するとともに、民間企業が運営する災害時に活用できる他のラジオチャネルの導入も検討すること。

9. 今後、地方財政制度改革によって地方税の徴収率についても基準財政収入額算定に影響を受ける。本市は徴収率の向上に努力はしているが、平成27年度決算時の個人市民税徴収率91.0%は兵庫県下でまだ最下位レベルである。今後、大幅な改善が求められる。千葉県船橋市では徴収率を改善するため、それぞれ所管毎に行ってきた債権管理を一元化、債権管理条例を制定し、さらなる対応強化を図り、実績を上げている。業務の効率化を図るためにも、現在の債権の縦割り管理を債権管理課のようなものを設置して、債権管理業務の一元化を図ること。また債権管理の適正化などを行うため債権管理条例を制定すること。

10. 外郭団体への普通財産貸付料並びに行政財産の使用料についての基準の作成と各外郭団体の精査を早急に行い、市民に明確に説明できるようにし、賃料をまずは予算に計上すること。

11. 総合文化センターについて、尼崎文化振興の核と言うことは理解している。しかし、公益財団法人ということは別人格であり、そこに対して土地代約1億1,700万円を市が無償で貸し付け、建物も

実質の経費は市が支出しながら 7 階の地域研究資料館の賃料を年間約 700 万円総合文化センターに対して支払っている。

28 年度の予算においても 3 億 2,200 万円の補助を出し、人件費などに当てられている。補助金を出すのは一定理解できるが、前段の土地建物代と補助金を合計すると 4 億から 5 億円ほどの補助となる。早急に、明文化された補助ルールを策定すること。

12. 公共施設等の維持管理費や修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出するためにも発生主義・複式簿記・固定資産台帳にて資産、負債、減価償却を行い、公共施設の総合的、計画的な管理に関する基本的な方針等を充実、精緻化すること。

(総務)

13. 市内転入者に対する住居手当の加算措置については、平成 16 年の陳情採択等を踏まえ、平成 24 年 4 月から導入し、平成 27 年 4 月 1 日現在で適用者は 152 名となっている。引き続き、市内居住率の向上に努めるとともに、現在、賃貸も対象とした制度設計になっ

ているが、賃貸から持ち家に繋がるような仕組み作りや工夫等も行うこと。

14. 町内会・自治会の加入率が低い。未加入の理由に加入方法や活動内容が分からないといった方も多い。社会福祉連絡協議会と連携を図り加入の促進を図ること。また転入者に対し加入の説明だけではなく市役所等に手続きができる窓口を設置すること。また、北九州市では自治会などへの加入を「市民の責務」とし、地域の防犯活動などへの積極的な参加を求める安全・安心条例を策定している。自治会などへの加入は本来、住民の自由意思に基づくが若い世代を中心に住民間の連携が弱く防犯社会づくりを推進していくには課題がある。他都市の事例を参考に自治会等の加入率を上げること。

15. より良い住民サービスを実現するためには、意欲と能力があり、努力し、成果をあげる公務員には、年齢に関係なく、責任ある仕事の機会や重要なポストを与え、それにふさわしい待遇にすりこ。また、身分的、特権的な公務員組織を改め、市民のための普通の組織、当たり前前の組織に変えていく、つまり、「身分」から「職

業」に変えていくことが必要で、能力、意欲のない公務員には従来型の処遇を見直し、能力、意欲のある公務員を抜擢する組織に変えていく評価制度とすること。

16. 役職間の給与の重複部分を少なくし、本市においても「年齢と処遇の一致」から「責任と処遇の一致」に近づけるよう、現在の給与表や退職金の計算方式の見直しを行うこと。

17. 本市では今後、公共施設の廃止、集約、複合化が進み、近くにあった公共施設がなくなる地域住民も出てくるため、地域活動に影響を与えることが懸念される。現在、学校開放事業は校庭と体育館を市民に開放しているが、教室は開放していない。伊丹市など他都市でも教室開放していることから法令でも問題ないを考える。本市においても地域住民の活動促進のためにも教室も開放すること。

18. 附属機関において長期間同じ委員が関わることには違和感がある。新たな発想やイノベーションを起こすためにも明確に任期を定

め他機関への移動も一定のルール化が必要である。早期のルール化、条例等も視野に行うこと。

19. 今後地域の課題が多様化し、市の財源も潤沢に無い中であって全てを本庁舎の中で考えるのではなく、地域の方々が自ら考え、地域振興センター長を任期制の公募又は選考による任用を取り入れ、局長級以上の権限を与え予算を執行できる仕組みとすること。

(保健・医療)

20. 日本では年間に8万人以上が乳がんを発症し、1万3千人が死亡している。女性がかかる癌1位になっており、女性の12人に1人がかかるとされている。本市に於いても40歳以上の女性を対象に2年に1度「マンモグラフィー」を実施しているが、異常が見つけない「高濃度乳腺」の女性がいる。本市では現在、医師による検査結果説明や結果票の通知が行われているが、現在の結果票にはわかりやすいコメントが入っていない。受診者が理解しやすいよう、わかりやすいコメントが書いてあるペーパーを渡すなどすること。

21. 保健・福祉センター2か所集約において、市民の方々からやはり乳幼児健診を従来通り6地区で行って欲しいと言う要望、或いは検診の受診率が低下した場合、新複合施設の活用も含め6地区での乳幼児検診の実施を行うこと。

(生活安全)

22. 高齢者等見守り安心事業は現在、39地区で実施しているが今後実施地区拡大は困難さが増していくと思われるため、従来と同じやり方では市内全域での実施は難しい。地区の広域化やボランティアの活用等、工夫する必要がある。早急に具体策をまとめ示すこと。

(環境)

23. マナーに関する事柄について、本市の近隣他都市と比較して良いイメージを持たれていない。総合計画のありたいまちの安全・安心を実感できるまちづくりの上でも、たばこのポイ捨て、歩きたばこ、夜間花火、犬のふんの放置など市民のマナー向上は必要だが、

既存の条例等では効果は期待できない。市民マナー向上を目指した、総合的な条例をつくること。

24. 平成 28 年 5 月に「尼崎たばこ対策宣言」が行われたが、取組の 4 つの柱に対しての目標値と達成値を公表すること。また、「尼崎たばこ対策宣言」を行ったことで、市内にどのような変化が起こったのか検証を行い、その検証をもとに禁煙対策や路上喫煙対策の条例制定も視野に入れた、具体的な施策を年度内にまとめること。

(交通・住宅・上下水)

25. 健康、環境、経済など様々な面でのメリットがあり、本市の地形的にも適した自転車活用を積極的に促進するため、自転車先進都市として自転車レーン等の延伸及びネットワーク化、踏切内の自転車レーン、公共交通との連携などを推進すること。

26. 平成 25 年の全国の空き家数 820 万戸（空き家率 13.5%）過去最高になっており、今後も増加が予測されている。国土交通省が空き家除去や活用に取り組む自治体を支援する「空き家再生等推進事業」を行

っている。現在、神戸市、姫路市、明石市、芦屋市などがこの制度を活用している。本市においても「空き家再生等推進事業」を活用し、空き家除去助成金制度を本市でも検討すること。

また、空き家を解体すると住宅用地特例が無くなることから空き家が放置するケースが増えている。空き家解体促進のため、他市でも行われている固定資産税等減免制度を検討すること。

(児童・家庭)

27. あこや学園の子供達の通園時間が片道 1 時間 30 分かかっている問題について、通園時間短縮が解消されていない。子供の負担軽減のため、マイクロバス増車等、早急に対策を立てること。

28. 児童ホームは 6 年生までの入所が拡大された。待機児童の解消には学校の空き教室を活用し指導員も確保すること。

29. 平成 25 年 7 月 1 日から小学 4 年生から中学 3 年生まで通院時 2 割負担になった。子育て支援の為に、医療費助成拡充について兵

庫県に支援の拡大を要望し、中学卒業まで通院時の無償化を実現すること。

30. 貧困の連鎖を断ち切るために、現在、市内3ヶ所で実施している。引き続き、生活保護世帯などの子供への学習支援の拡充（実施場所、実施日の増）を行うこと。

31. 現在、我が国では子供の貧困が問題視されており、特にひとり親世帯の子供の貧困は世界一悪くなっている。生活保護世帯にはひとり親世帯も多く、早急な対応が急がれる。生活保護世帯の子供が大人になり生活保護に陥る、いわゆる負の連鎖は断ち切らなければならない。裕福な家庭と貧困家庭の教育機会の不平等を解消し、貧困家庭の子供達でも家庭の経済状況に子供の教育環境が左右されることなく、学力や才能を伸ばして成長できるよう、生活保護世帯及び就学援助を受けている中学生に塾・習い事助成を行なうこと。

(防災)

32. 災害時に小中学校が住民の避難所として指定されている。夜間休日の災害時に備え施設近隣に居住する職員や学校の教員等らに鍵の解錠を依頼している。東日本大震災では、担当者が現場に到着するまで避難者が施設内に入れないなどの問題点が浮き彫りになった。先進事例として神栖市では大震災を教訓に小中学校に震度5強相当以上の地震の揺れを感知すると自動的に扉のロックが解除されるキーボックス（防災ボックス）が設置されている。防災ボックスは、ステンレス製の外箱が自動解除され鍵を取り出せる仕組みで電池切れや停電に左右される事はない。震災発生時に管理者が不在でも鍵を開けスムーズに施設に避難できることから導入の検討を要望した。回答では有効な手段との認識と他都市の状況を参考にする等情報収集に努めるとしている。導入に向け積極的に取り組むこと。

33. 南海トラフ巨大地震が予測される中、国の中央防災会議は平成25年5月に南海トラフ地震対策の最終報告で1週間分の食料や水の備蓄を各家庭に呼びかけたが、自治体の備蓄の乏しさが明らかになり、改めて住民自身で備蓄に努める「自助」の重要性が指摘されている。厚生労働省の11年度調査では、災害に備え家庭で食料や水

を備蓄する世帯は全国平均で 47.4%にとどまっている。自治体においては、備蓄量には基準はなく都道府県や市町村が独自に計画を立てているが巨大災害では自治体のできる事に限界がある。「自助」を後押しするため家庭や企業に備蓄を施す条例を積極的に制定すること。

34. 現在、防災センター、北部防災センター、市内小学校 6 カ所に食糧など備蓄されているが、大規模災害発生時には現在の備蓄体制では不十分と考える。備蓄場所等の再構築を行い、早急に示すこと。

35. 旧耐震基準の公共施設において耐震済み、未耐震を施設前に掲示する。あるいは市民や利用者には何らかの形で知らせること。

36. 現在、避難行動要支援者名簿作成のため意向確認調査をしているが、多くの方が名簿掲載されるよう努めること。また、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ている

ものと推定し名簿を作成できるよう条例制定や市の保護条例中に例外規定を設けること。

37. 地区防災計画の策定にあたっては、地域での防災訓練や、様々な地域防災活動への取組を通して、防災意識が高まり、地域防災力が醸成されることによって、地区防災計画を作成しようとする機運が高まることが基礎となる。そのため、地域等に対して様々な支援を積極的に行っていくこと。

(産業・経済・観光)

38. 大阪では外国人旅行者数が平成 25 年 262 万人、平成 26 年 375 万人、平成 27 年 716 万人と右肩上がりに急増している。本市は大阪に隣接しており、外国人旅行者の取り込みをもっと考える必要がある。現在、市内ホテルに外国人向けのパンフレットを設置しているが、待ちの姿勢になっており、これだけでは不十分と考える。積極的に外国人誘致を行うための方策を打ち出すこと。

39. ビザ緩和など政府の観光政策の強化、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定による国際的な注目度の高まりなどを背景に訪日外国人の大幅な増加が続いている。本市は国家戦略特区に指定され、いわゆる「民泊条例」を制定できるようになった。これを機に、様々なリスクを考慮した本市独自の「民泊条例」を制定し、外国人旅行者誘致を積極的に行うこと。

40. 経済財政運営と改革の基本方針 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向け、全国の自治体と参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、「ホストシティ・タウン構想」が推進される。「スポーツのまち尼崎」を掲げる本市において、この「ホストシティ・タウン構想」について早急に本市の具体的な方針を決定すること。

(情報システム)

41. 現在、大手広告代理店からシティプロモーションの専門家を顧問として招聘し、効果的な情報発信について指導や助言を受け取り組んでいるところとのことであるが、報酬に見合った効果・実績が出せているのか検証し公表すること。定められた期間内に報酬に見合った実績を出すことのできない顧問に対しては、市政発展のため確実に実績を出すことのできる専門家と交代させること。

42. 情報発信並びに IT 化について、熟知した人材を外部より招聘し、情報統括官（CIO）として登用し、権限を与え、遅れている本市の情報発信と IT 化の構築を整備すること。

43. 新聞やテレビで本市のニュースを取り上げてもらうだけではなく、動画で配信することで視聴覚的に訴求することができる。現在、市のホームページでは「市長定例記者会見」「あまらぶウェルカムムービー」などの動画を掲載しているが、そのほか本市の魅力を発信する動画を Ustream か YouTube も活用して広く拡散すること。

44. 災害時の対応としての健診情報のバックアップ体制については、その必要性や個人情報の管理及び提供のあり方などに関する課題を調査・整理し、国の動向等も踏まえながら、早急に対応していくこと。

45. 社会、経済のさまざまな課題解決や各種サービスの付加価値向上を目的とした本市独自のビッグデータの活用を、民間企業等の連携も視野に入れながら、積極的に推進していくこと。

46. 千葉市がサービスを開始している「ちばレポ」の本市バージョン「あまレポ」の導入が市長の公約であるのであれば、早々に本市でも利用者に利用しやすい仕様でサービスを開始すること。

(福祉一般・障害者福祉)

47. 平成25年7月に明らかにしている身体障害手帳を持つ二十歳以上の内障害年金を受給できるのに請求手続きをしていない人が0.4%程度いることが判明している。手帳保有者の数から推計すると請求漏れは2万人程度とみられているが、精神障害者や知的障害

者の調査は実施しておらず障害年金全体の漏れは2万人を上回ると指摘されている。本市においては身体障害者手帳、療育手帳等の交付時に資料を配布し口頭で説明されているが、現在でも対象者の請求漏れがないか危惧している。窓口対応等だけではなく積極的に制度の周知徹底を行うこと。

48. 本市の生活保護率は、他都市に比べ非常に高い。生活保護の受給を求めるのは国民の権利であり重要なセーフティネットであると言える。しかし、近年みられるように一部の方の不正受給が後を立たず、不正行為は生活保護制度の維持や適切に受給している方々にも影響を及ぼしかねない。故に徹底した不正受給の排除を行うこと。

49. 最近、メディアの報道で高齢者の虐待問題が度々取りあげられている。虐待を受けた高齢者の多くは認知症で、意思疎通が取りにくいなど認知症への理解不足が虐待につながっている。施設等の研修の充実や支援チームを設置する等速やかに態勢を整え虐待を防止すること。

50. 障害者の法定雇用率の達成状況については、従業員 50 人以上の事業主に対し、毎年度ハローワークへの報告義務が課せられており、兵庫労働局において県内全体の達成状況は公表されているが、市町別までは公表されていない。兵庫労働局に対し、本市の達成状況をヒアリングし、状況把握や目標率設定に繋げること。

51. 平成 27 年団塊の世代がすべて 65 歳以上になり高齢者が増えている。現在、市バス助成予算総額は約 3.2 億円、この中には所得が 1,000 万円以上の高所得者も含まれている。高齢者イコール弱者ではない。本市の財政を考えても一定の見直しを図る必要があると考える。高所得の高齢者には助成を無くすこと。

52. 兵庫県の「第 3 次行革プラン」で母子家庭等医療費助成における所得制限が見直され、例えば扶養親族 1 名で 230 万円未満なら助成対象だったが改正後は 57 万円未満になり、平成 26 年 7 月以降、約半数近くが対象外になった。阪神間では西宮市、芦屋市、宝塚市、三田市では独自に予算をつけ、改正前と同じ所得制限としてい

る。また姫路市や加東市では高校生までの子供の部分だけは以前と変えないよう予算処置している。本市においても高校生までの子供の部分だけは以前と変えないよう予算処置すること。

(教育委員会)

53. 平成 25 年から児童生徒のいじめを禁じた「いじめ防止対策推進法」が施行されている。同法に基づき具体的な対策を示す「いじめ防止基本方針」の策定が自治体の努力義務とされている。策定に向け早急に取り組むこと。また、いじめ防止条例については策定する考えがないとのことであるがいじめ問題が深刻化しているだけに再考を求める。

54. 通常学級に在籍する LD、ADHD 等発達障害のある幼児児童生徒への教育的支援を図るため支援員を配置している。学校や保護者からは、配置の増員を望む声が増大しているが各地域と教育委員会が協力し今後も可能な限り、支援員を適宜増員すること。

55. 小学生にまで急速に普及し、学力低下やネット依存、ネットいじめ、犯罪に巻き込まれるなど多くの問題があるネット・スマートフォンに関して、平成 28 年 3 月に兵庫県でネット・スマートフォン利用のルールづくりに努めることを学校や保護者らに義務付ける「青少年愛護条例」改正案が成立した。本市全小中学校においてネット・スマートフォンの利用時間などのルールづくりの支援を行い、早急にルールを作ること。

56. 子供たちの健全な食生活の確保、子育て世代支援の為に、中学校給食の明確な導入時期や実施方法を示すこと。

57. 全国的にも ICT コンピューターやインターネット等の情報通信技術を活用した授業を行う自治体が増えている。また、文部科学省では 2020 年までに子供達にタブレット端末を一人一台ずつ導入する事を目標に世界最高水準の ICT 利活用社会の実現を目指している。本市では平成 27 年度より全小学校のパソコン教室機器をタブレット型に更新しているが阪神間他都市と比較しても電子黒板、デジタル教科書、タブレット端末、実物投影機の導入状況は遅れている。

る。予算を獲得し教育環境の ICT 化実現や各校に ICT 支援員を配置すること。

58. 全国的に土曜授業を行う自治体が増加している。教員だけが教えるのではなく学校と地域が連携を深め学校を地域に開放し地域の活力と特徴に応じて土曜授業を実施すること。また、学社連携推進事業で子供達が有意義な土曜日を過ごすため全小学校で土曜学習を支援すること。

59. 平成 26 年度から全国学力テストの学校別の結果を公開しているが具体的な数値で示しておらず保護者には分かりにくい。公開の有り方を検証し、改善すること。また、学校別の結果については、各学校や市政情報センター及び教育総合センターで閲覧出来るが公開のあり方も中途半端である。これでは保護者に対しての説明責任や学力問題に関心を持ってもらえるかは疑問である。教育委員会や自校のホームページ等で掲載し積極的に公開すること。

60. いじめや学級崩壊を防止する為の児童・生徒を対象とした心理

検査「Q-U」に取り組む小中学校が増加している。本市では児童生徒の実態把握のため全国学力・学習状況調査並びに学習意識等に関するアンケートの活用を手立てとしているが「Q-U」テストは教員がクラス全体と個人の状況を客観的に把握ができ設問も多様である。他市の事例を参考に導入に向け前向きに検討すること。

61. 学習指導要領の改訂により小学5年生・6年生で外国語活動が必修化になった。平成26年度の文部科学省調べでは全国の公立中高校で英語を教える教員のうち英検準1級以上か同水準に相当する資格を習得しているのは高校で55.4%、中学で28.8%であることが分かった。これは、政府の教育振興基本計画に掲げる、平成29年度までに高校で75%、中学で50%の目標達成には厳しい結果となった。授業では英語によるコミュニケーションが求められるが、指導力向上を目指し、英検の資格やTOEICを受験するなど教員に求め、積極的に後押しをすること。また、文部科学省が2020年までに小学校3年生から英語教育を開始する方針が示した。今後、あらゆる場面で英語力が問われる時代になりグローバル人材が求められている。本市では園田東小学校で小学校1年生から外国語活動を実

施している。他の小学校においても小学校低学年から英語授業を実施すること。

62. 運動部の顧問になると教員が休日に一日も休めないケースがあり指導レベルにもばらつきがある。多忙な教員の負担軽減や競技能力の向上、更には多様なクラブ活動が選択できる為にも希望する中学校には運動部等の練習指導を含め地域の方々による有償ボランティアや外部委託を取り入れること。

63. 習熟度別クラス編成の実施を各学校の主体性任せるのではなく、教育委員会主導で行い子供たちの学力問題の改善につなげること。

64. 学校が直面する問題対策の一環としてスクールソーシャルワーカー（SSW）のニーズが高まっている。今後も積極的に人材を確保し配置すること。

65. 生徒の健康保持推進のための中学校弁当を推進している中で、昼食時に校内で民間業者や PTA が運営する購買部によるパン販売を実施している中学校がある。校内でのパン販売は、中学校弁当事業の趣旨に相反しているため、校内でのパン販売を中止すること。

66. 幅広い市民の意見を教育行政に生かすため市内で子育てしている保護者等を対象に教育委員 1 名以上公募すること。教育委員は市長が選任し、議会の同意を経て任命されるが、現在の教育長を含めた 5 名の委員数の増員を図り教育委員会の活性化に努めること。

67. 札幌市内の全小中学校の 6 割弱にお当たる 168 校では、学校給食の食べ残しから堆肥を作りその堆肥を利用して児童から農作物を栽培する「さっぽろ学校給食フードリサイクル」事業を行っている。同事業は給食の食べ残しを業者が回収し発酵処理して堆肥化する。学校は堆肥を使用し校内の畑などで野菜を栽培している。また農家でもこの堆肥を使って栽培した野菜も給食で提供している。環境省では小中学校給食の食品廃棄物のリサイクル率は 2013 年度調べによると全国で 59% である。本市でもフードリサイクルを通じて

子供達に食べ物の大切さを教える為にも他市の事例を参考にした結果を示すこと。

68. 神戸市長田区の小 1 女児殺害事件など子供が巻き込まれる事件が近年多発している。兵庫防犯ネットでも連日、子供への声掛け、つきまとい事案など不審者情報がアップされ、子供達が狙われている。他の自治体では近年の事件などを受け、防犯カメラを積極的に通学路などに設置している。防犯カメラは犯罪被害の未然防止や犯罪の予防、犯人検挙での有用性が認められている。本市では 12 台防犯カメラを設置していくが、通学路など子供への犯罪抑止にはなっていない。子供への犯罪抑止のため、通学路などへの防犯カメラ設置を進めること。

69. 全国平均では児童の半数に虫歯がある中、全校生徒の 95%に虫歯が 1 本もない小学校がある。昨年度の歯の健康日本一に輝いた横浜市立中尾小学校。この中尾小学校では給食後に全校一斉の「歯磨きタイム」があり、教室に歯磨きソングの音声と映像を流し、5 分間かけて歯を磨く。本市小中学校においても「歯磨きタイム」を実施する

こと。

70. 市民の健康、体力づくり推進のため、小中学校の校庭と体育館を市民に開放しており、児童生徒が使用しない日や時間帯などに市民に開放している。管理業務は現在、外部委託をしており、委託料は平成27年度決算で約6,876万円になっている。近隣市の西宮市や伊丹市などでは管理、運営を地域に協力を求めるなどしており、予算は0円を実施している。本市においても学校開放運営委員会を全校に設置すること。

市長をはじめ執行部の皆様におかれましては市政発展の為にご尽力されていることに敬意を表します。

現在、社会の多様化や少子高齢化が急速に進む中、基礎自治体の役割は重要性を増し市民の市政に対する期待感は大きく、今後の自治体運営はその様な市民の願いをいかにして市政に反映できるかが求められています。

また昨今、頻繁に発生する集中豪雨や南海トラフ巨大地震が予測される中、市民の防災に対する意識を高め、市民が自助・共助・公助の視点に立ち、市は市民の安心・安全を守っていく重要な責務を担っております。種々の課題を克服し、未来の街づくりがより良い方向になるよう努めなければなりません。

本市の財政状況は、歳出面では生活保護、障害者福祉などの扶助費や介護保険、高齢者福祉などへの繰り出しが増加し、今後も厳しい財政運営が予測されます。こうした状況に対応するため「あまがさき未来へつなぐ」プロジェクトの行財政改革を着実に進め適切な財政運営を進めていかななくてはなりません。

平成 29 年度予算編成にあたって、私たち維新の会は、昨年の回答について精査し継続しての要望や特に反映させたい項目をまとめ、歳入確保やソフト面重視の施策も提案しております。何卒、ご配慮いただきますようよろしくお願い致します。